

令和4年4月教育委員会定例会会議議事録

- | | | |
|---------|---|--|
| 1 招集年月日 | 令和4年4月14日（木）午前10時00分 | |
| 2 招集場所 | アイデミきたかた 介護人材養成室 | |
| 3 出席者 | 教育長
二番委員
三番委員
四番委員 | 大場健哉
遠藤一幸
高橋明子
長田聡子 |
| 4 出席職員 | 教育部長
教育総務課長
学校教育課長
生涯学習課長
文化課長
中央公民館長
学校教育課主幹
文化課主幹
教育総務課長補佐
学校教育課長補佐
生涯学習課長補佐
文化課長補佐
中央公民館企画事業係長 | 遠藤紀雄
佐野仁美
穴澤正志
佐藤洋
伊藤博之
田中勲
外島誠司
鈴木美智子
塚原和憲
高橋亮慈
高橋淳
高畑知史
樋渡直樹 |
| 5 閉会 | 午前11時05分 | |

1 開会
2 会期の決定
3 書記の指名

教育長 ただいまより令和4年4月の教育委員会定例会を開会します。
会期につきましては本日1日といたしますがよろしいでしょうか。

各委員 <異議なし>

教育長 会期につきましては本日1日といたします。
書記につきましては教育総務課長補佐を指名いたしますがよろしいでしょうか。

各委員 <異議なし>

教育長 書記につきましては教育総務課長補佐を指名いたします。

4 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長 事務局より行事等の報告をお願いします。

教育総務課長 行事等の報告をご説明いたしますので1ページをお開きください。
3月臨時会の開催日3月29日から昨日までの行事等につきまして
記載のとおり8件ございました。

日時、行事名、開催場所、出席者は記載のとおりですので、説明は
省略させていただきます。なお、記載中4月13日の行事2件、県市町村
教育委員会教育長会議及び県都市教育長協議会定期総会は、ウェブ
での開催となりました。

以上で行事等の報告の説明を終わります。

教育長 行事等の報告につきましてご意見ご質問ございませんか。

各委員 <なし>

(2) 教育長の報告

報告第1号 後援の承認について

教育長 報告第1号後援の承認について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長 2ページをお開きください。

報告第1号後援の承認であります。3月臨時会以降、後援につい
ては3件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する
事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するもの

であります。

生涯学習課長 なお、使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。

内容等につきましては、所管課から説明をいたします。

後援についてご説明いたしますので、3ページをお開き願います。

No.1の後援であります。事業名は、第43回福島県クラブ女子ソフトボール選手権大会兼第42回東北クラブ女子ソフトボール選手権大会福島県予選会で、開催日につきましては、令和4年4月24日、日曜日で、会場は、押切川公園スポーツ広場となります。

以下、記載内容のとおりであります。

No.2の後援であります。事業名は、第42回東北クラブ女子ソフトボール選手権大会兼第43回全国クラブ女子ソフトボール選手権大会で、こちらの事業につきましては、東北予選会となり、開催日につきましては、令和4年5月14日から15日の2日間で、会場は、No.1と同様、押切川公園スポーツ広場となります。

以下、記載内容のとおりであります。

No.3の後援であります。事業名は、ホテルの学校で、開催日につきましては、令和4年5月22日、日曜日のほか、全7回にわたり実施されます。

この事業につきましては、市内の小学生を対象に、ホテルの生態や住む環境を学び、生き物との共生や命の大切さを学習するものとなっております。

以下、記載内容のとおりであります。

説明は、以上です。

教育長 報告第1号についてご意見ご質問ございませんか。

各委員 <なし>

報告第2号 喜多方市小学校農業科支援員の委嘱について

教育長 報告第2号喜多方市小学校農業科支援員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 報告第2号喜多方市小学校農業科支援員の委嘱についてを説明いたしますので、4ページをお開き願います。

喜多方市小学校農業科支援員設置要綱に基づき、下記のとおり委嘱したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

5ページをお開き願います。委嘱者につきましては5ページから7ページに記載の100名であります。

4ページにお戻り願います。委嘱日は令和4年4月1日でありま

す。任期につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までであります。

説明は以上です。

教育長
遠藤委員

報告第2号についてご意見ご質問ございませんか。

各小学校とも複数の農業科支援員が配置されている中、熱塩小学校においては1名だけの配置ですが、増員する予定などはあるのでしょうか。

学校教育課長

現在のところ当該校の教育活動に支障はない状況ですが、増員については検討してまいりたいと考えております。

高橋委員

農業科支援員が複数の小学校を兼務できる体制にはできないのでしょうか。

また、上三宮小学校における支援員が多いようですが特色ある農業科の展開によるのでしょうか。

学校教育課長

農業科支援員の兼務につきましては、支援員の同意を得て学校を指定して委嘱しておりますので、仕組を見直す必要があるため、現時点では難しいと考えております。

また、上三宮小学校における独自の取組は現時点ではなく、小規模の児童数であるため、支援員の人数が多い傾向にあるといった状況であります。

教育長
各委員

他にご意見ご質問ございませんか。

<なし>

報告第3号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消について

教育長

報告第3号喜多方市社会教育関係団体の認定の取消について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長

報告第3号について、ご説明いたしますので、8ページをお開き願います。

喜多方市社会教育関係団体の認定の取り消しについてであります。が、喜多方市社会教育関係団体に関する規則第8条の規定に基づき、喜多方市社会教育関係団体の認定を取り消したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告いたします。

団体名につきましては、ひめさゆりくらぶスポーツ少年団で、代表、所在地につきましては、記載のとおりであります。認定取消日につきましては、令和4年3月28日です。

取り消しの理由としましては、認定継続取り下げ書の提出があったことによる認定の取り消しであります。

説明は、以上です。

教育長 報告第3号についてご意見ご質問ございませんか。

高橋委員 総合型地域スポーツクラブのひめさゆりくらぶとの兼ね合いはどのようなになっているのでしょうか。

生涯学習課長 ひめさゆりくらぶスポーツ少年団はひめさゆりくらぶの下部組織として位置付けられており、上部組織であるひめさゆりくらぶが社会教育関係認定団体となっていることから今回取り下げの申請があったようであります。

教育長 他にご意見ご質問ございませんか。

各委員 <なし>

5 審議事項

議案第1号 喜多方市社会教育委員の委嘱について

教育長 議案第1号 喜多方市社会教育委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第1号について、ご説明いたしますので、9ページをお開き願います。

喜多方市社会教育員の委嘱についてであります。喜多方市社会教育員に関する条例第3条の規定に基づき、喜多方市社会教育員を下記のとおり委嘱するものであります。

提案理由につきましては、委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱しようとするものであります。

委嘱候補者につきましては、10ページをお開き願います。全部で18名となり、新任が9名、再任が9名であります。

氏名、区分等につきましては、記載のとおりであります。9ページにお戻り願います。

委嘱日は、令和4年4月15日で、任期につきましては、4月15日から令和6年4月14日までとするものであります。

説明は、以上です。

教育長 議案第1号喜多方市社会教育委員の委嘱についてご意見ご質問ございませんか。

各委員 <なし>

教育長 議案第1号喜多方市社会教育委員の委嘱については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

各委員 <異議なし>

議案第2号 喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の解嘱及び委嘱につ

いて

教育長 議案第2号 喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の解嘱及び委嘱について事務局より説明をお願いします。

文化課長 議案第2号についてご説明いたしますので、11ページをお開き願います。

喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例第12条の規定に基づき、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を下記のとおり解嘱及び委嘱するものでございます。

これは、委員の退任により、その残任期間について新たに委員を委嘱するものです。

解嘱する委員、委嘱する委員につきましては、記載のとおりでございまして、いずれも行政区長の交代によるものでございます。

説明は以上です。

教育長 議案第2号喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の解嘱及び委嘱についてご意見ご質問ございませんか。

各委員 <なし>

教育長 議案第2号喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の解嘱及び委嘱については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

各委員 <異議なし>

6 協議事項

協議第1号 喜多方市文化芸術推進基本計画の概要について

教育長 協議第1号喜多方市文化芸術推進基本計画の概要について事務局より説明をお願いします。

文化課長 協議第1号についてご説明いたしますので、13ページをお開き願います。

説明に入ります前に、まず、本計画は、令和2年度から令和4年度の3カ年で作業を進めることで行ってまいりましたが、最終年度として、今年度に策定をするものでございます。

計画策定の背景といたしましては、本市では、平成29年度より喜多方市文化芸術創造都市推進事業として、各種施策等に取り組むこととしたところでございますが、文化芸術創造都市として、目指すべき方向性やその実現に向けた施策等を検討し、効果的に事業を推進していくために、本市の文化芸術に関する基本的な方向性や方針としてこの計画の策定を進めているところであります。

それでは、13ページでございますが、1 計画策定の趣旨でございます。本市には、以前から文化芸術に親しむ風土があり、蔵や地域素材

などを生かした文化芸術活動が行われきております。また、豊かな自然環境や先人が育んできた多くの文化的資産があり、それらは、時代の流れの中で様々な人や文化との出会いを重ね、喜多方ならではの地域資源として、成長・発展を遂げてきたところでもあります。喜多方に育まれてきた歴史や風土を大切に守り・生かし・伝えるとともに、市民・芸術家・地域・団体・行政などの連携・協働により、日常の中に文化芸術が溢れる喜多方ならではのまちをつくり、持続可能で活力ある喜多方市の未来を目指すために喜多方市文化芸術推進基本計画を策定するものであります。

2 計画の概要でございます。本市の実情に即した文化芸術の推進に関する計画として、基本的な方向性や方針を示すものであり、総合計画と関連する教育振興基本計画の施策を踏まえた内容とするものであります。また、市の計画を策定するにあたりましては、国の文化芸術推進基本計画を参酌して策定するものであります。

3 文化芸術の範囲でございます。本市計画における、文化芸術の範囲といたしましては、図に示しましたとおり、芸術・メディア芸術、生活文化、芸能、伝統芸能、文化財等の大きく5つとなっております。具体的な主な内容につきましては、それぞれ記載の内容等でございます。なお、この範囲につきましては、文化芸術基本法に示されている内容を基に、本市で取り組んでまいりたいと考えているものであります。

4 計画期間でございます。令和5年度から令和9年度の5年間とするものであります。

5 計画策定の体制でございます。専門家や地域の文化団体等による、文化財保護審議会の臨時委員で構成する「文化芸術推進基本計画策定部会」を組織し策定を進めております。また、庁内検討委員会を設置し、全庁的な連携を図るよう進めております。さらに、以降は、策定の進め方等になりますが、学校や保護者、文化団体、市民に対するアンケート調査や市民ワークショップ、パブリックコメント等により、市民の意見や要望を幅広く把握し計画に反映していくこととして進めている状況であります。

6 計画策定の時期でございます。令和5年3月としております。

7 計画の体系図でございます。14ページをご覧ください。計画の体系を図として整理したものでございますが、図の一番上のところになりますが、基本理念から右に課題、基本目標、施策目標、施策の柱と整理しております。まず、基本理念を文化芸術で出会い、育む、喜多方のひと・まち・みらいとし、課題につきましては、市の現状を踏まえ、記載の9つに整理しており、次に、市の方針・方向性などの基

本目標、施策目標、そして、一番右側ですが、施策目標にかかる施策の柱としてそれぞれ整理をしているものであります。なお、市の現状や課題の把握に当たりましては、市民アンケート等での意見等を参考としており、計画の実現に向けましては、市民ワークショップ等など通じ、市民の意見や要望を幅広く把握し計画に反映していく考えであります。なお、図の中で、中段の緑色の箇所ではありますが、黒色の点線で囲ってある部分がありますが、前のページの3文化芸術の範囲でお示ししましたとおり、この計画では、芸術から生活文化、文化財等までを、幅広く計画の範囲として策定するものでございますが、文化財に関する保存・活用に関しましては、この計画とは別に文化財保存活用地域計画として詳細に定めるものでございます。なお、その内容につきましては、次の協議第2号でご説明申し上げさせていただきます。

以上、概要を説明申し上げましたが、計画の案がまとまりましたら、改めて、ご説明申し上げまして、ご意見等を頂きたいと思います。

説明は以上です。

教育長 協議第1号喜多方市文化芸術推進基本計画の概要についてご意見ご質問ございませんか。

高橋委員 文化芸術の範囲について、外国由来文化などの多文化共生についても法の理念でうたわれていると思いますので、外国人の受け入れや国際交流の観点からも検討いただきたいと思います。

文化課長 国際交流につきましては、他の課においても取り組んでおりますので検討してまいりたいと考えております。

教育長 他にご意見ご質問ございませんか。

各委員 <なし>

協議第2号 喜多方市文化財保存活用地域計画の概要について

教育長 協議第2号喜多方市文化財保存活用地域計画の概要について事務局より説明をお願いします。

文化課長 協議第2号についてご説明いたしますので、16ページをお開き願います。

説明に入ります前に、まず、本計画は、令和2年度から令和4年度の3カ年で作業を進めることで行ってまいりましたが、最終年度として、今年度に作成作業を終了するものでございます。

この計画は、文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランとして策定するものでございまして、市内にある未指定文化財を含めた多様な文化財を総合的に調査、把握した上で、まちづくりや観光

などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めて行くための枠組みともなるものでございます。

それでは、16ページでございますが、1 計画策定の趣旨でございます。過疎化や高齢化等により、地域コミュニティの活力低下や文化財の後継者不足などが懸念され、貴重な文化財の滅失を防ぐことが急務となっております。また一方では、文化財を活用した地域振興、観光振興など、地域活性化への貢献も期待されているところであります。本市には、歴史的な建造物やまち並み、風習など、地域の中で大切に受け継がれてきた貴重な文化財が数多く存在し、それらは地域の誇りや愛着を育み、歴史や文化を知るうえで欠くことのできないものであります。そのため、指定・未指定にとらわれず地域総がかりで文化財を守り、生かし、伝える体制の構築を図り、文化財を地域づくりに生かしながら、地域社会全体で文化財を後世に着実に繋げていくことを目的に、喜多方市文化財保存活用地域計画を策定するものであります。

2 計画の概要でございます。未指定の文化財を含め、文化財の保存・活用の方針と具体的な措置等を示す、基本的なアクションプランとなるものであり、総合計画と関連する教育振興基本計画の施策を踏まえた内容とするものであります。また、計画策定にあたりましては、県の文化財保存活用大綱を勘案して策定するものであります。

3 文化財の範囲でございます。指定文化財のほか、食文化や景観、人物、伝統産業、自然といったものを幅広く対象とするものであります。

4 計画期間でございます。令和5年度から令和9年度の5年間とするものであります。

5 計画策定の体制でございます。専門家や地域の文化財継承団体代表者等による、文化財保護審議会の臨時委員で構成する文化財保存活用地域計画策定部会を組織し策定を進めているところであります。また、庁内検討委員会を設置し、全庁的な連携を図ることとしております。さらに以降は、策定の進め方等になりますが、学校や保護者、文化団体、市民に対するアンケート調査や市民ワークショップ、パブリックコメント等により、市民の意見や要望を幅広く把握し計画に反映していくこととして進めている状況であります。なお、この計画の策定作業に当たりましては、策定作業3カ年のうち、昨年度と今年度の2か年につきましては、コンサル業者による支援を受けることとして、業務委託契約を締結して進めているところでございます。

6 計画策定の時期でございます。本計画は国の認定を受ける必要がありますので、令和5年3月までに計画を作成しまして、令和5年6

月に文化庁へ認定申請を行う予定としております。

7 計画の体系図でございます。17ページをご覧ください。計画の体系を図としてお示ししたものでございますが、本日お示しさせていただいたものは、現時点での案でございますが、まだ整理や調整を行っているものが多くございまして、今後、作業を進めて行く中で、変更、修正等がなされて参りますので、全体的な体系または構成として、ご覧いただければと思います。

なお、図の中で措置に記載した事業等に赤丸を付しているものがございますが、これは、数多くの事業等を計画または実施する中でも、まずは重点に取り組むものや、実現に向け計画的に取り組んでいくもの等を示したものでございますが、これも、今後、計画をまとめていく中で、精査していったり、新たに位置付けたりするものが出てくると考えております。

以上、概要を説明申し上げましたが、計画の案がまとまりましたら、改めてご説明申し上げまして、ご意見等を頂きたいと思っております。

説明は以上です。

教育長 協議第2号喜多方市文化財保存活用地域計画の概要についてご意見ご質問ございませんか。

高橋委員 計画策定の体制にパブリックコメントとありますが、パブリックコメントでは敷居が高く、意見を集約しにくいのではと感じます。

文化課長 パブリックコメントだけでなく、ワークショップなどを活用しながら工夫してまいりたいと考えております。

長田委員 基本的方針にあります教育現場との連携に図書館との連携を加えてはいかがでしょうか。また、情報発信の強化として案内板の更新とありますが、案内板にはふりがなをつけるなど、わかりやすさに配慮した取組が必要と考えます。

文化課長 図書館との連携について、また案内板等のわかりやすさへの配慮について、ともに検討してまいりたいと考えております。

高橋委員 美術館との連携についても検討いただきたいと思います。また、展示の仕方についても工夫していただきたいと思います。

文化課長 美術館との連携について、また、見せ方の工夫について検討してまいりたいと考えております。

教育長 他にご意見ご質問ございませんか。

各委員 <なし>

7 その他

(1) 教育長及び各委員から

教育長 その他教育長及び各委員からございましたらお願いします。
教育長・各委員 <なし>

(2) 事務局から

教育長 事務局からございましたらお願いします。
事務局 <なし>

8 連絡事項

(1) 令和4年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

教育長 連絡事項として令和4年度教育委員会会議の開催日程（案）等について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長 連絡事項をご説明いたしますので18ページをお開きください。

令和4年度教育委員会会議の開催日程（案）についてであります、去る3月29日開催の3月臨時会にお示しした内容から1点修正がございます。5月の定例会の開催日につきまして前回は5月12日木曜日としておりましたが、5月11日水曜日に開催を予定したいとするものでございます。

次に今後の日程についてであります記載の5件です。なお、上から2つめに記載の令和4年度福島県市町村教育委員会連絡協議会会津教育事務所域内三支会連絡会定例会が4月22日午後1時30分から会津若松市教育委員会において開催されます。教育長、大森教育長職務代理人、教育部長の出席となります。その他の4件につきましては教育長の出席となります。

また、記載はございませんが、5月11日水曜日午後1時から総合教育会議が予定されております。

以上で連絡事項の説明を終わります。

教育長 令和4年度教育委員会会議の開催日程（案）等についてご意見ご質問ございませんか。

各委員 <なし>

9 閉会

教育長 以上で令和4年4月教育委員会定例会を閉会します。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長 大 場 健 哉

二番委員 遠 藤 一 幸

三番委員 高 橋 明 子

四番委員 長 田 聡 子

教育総務課長補佐 塚 原 和 憲

